

選定療養に導入すべき事例等に関する提案・意見募集 の結果への対応等について（その2）

1. 背景

- 令和元年7月17日の中医協総会において、選定療養に追加すべき事例等に関する提案・意見募集の結果（速報）について報告を行い、10月25日の中医協総会において、その対応等について議論が行われた。
- 以下の日本眼科学会及び日本眼科医会からの選定療養に導入すべき事例に関する共同提案については、10月25日時点で、本提案と同技術である「多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術」が先進医療として評価中であったこともあり、その対応等については検討していない。

提案内容：「老視矯正（多焦点）眼内レンズを用いた水晶体再建術」

（老視矯正（多焦点）眼内レンズを用いた水晶体再建術施行に際して生ずる費用の K282 1 眼内レンズを挿入する場合 □ その他の場合 12,100 点を超える部分）

- その後、12月5日の先進医療会議において、以下の理由等により、当該技術は「先進医療からの削除が適当」と評価された。

【先進医療会議での評価結果の概要】

白内障に対する水晶体再建術後の「眼鏡装用率の軽減効果」は示されているものの、「疾病に対する治療」という観点からの既存治療に対する明らかな優越性は示されておらず、かかる費用や一定程度の不満例の存在等を考慮すると、医療の効率化に資するとはいえず、先進医療からの削除が適当。

2. 対応（案）

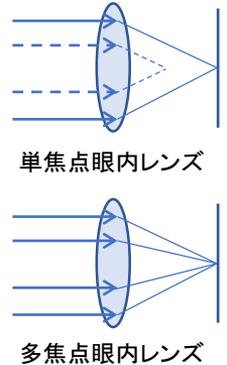
- 「多焦点眼内レンズ」については、
 - ・ 保険給付の対象としている白内障に対する「水晶体再建効果」に加え、疾病に対する治療には位置付けられないアメニティとしての「眼鏡装用率の軽減効果」を有し、それらが一体不可分であること
 - ・ 患者のニーズが相当程度あること等の理由から、白内障に対する水晶体再建術における、眼鏡装用率の軽減効果を有する多焦点眼内レンズの使用を選定療養に位置付け、通常の水晶体再建術に係る保険診療との併用を認めることとしてはどうか。

- その際、本療養の適正実施を促す観点から、関連学会と連携し、以下の対応等を求めることとしてはどうか。
 - ・ 患者に対して本療養のメリット・デメリット及び費用等について十分な情報提供を行うこと
 - ・ 患者から徴収する費用を妥当適切な範囲とすること
 - ・ 関連学会が定める指針を遵守すること

(参考)「多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術」の実績等について

【多焦点眼内レンズとは】

- 白内障に対する水晶体再建術では、一般的に単焦点眼内レンズが使用されるため、遠方又は近方だけの焦点となり、眼鏡が必要となる。
- 多焦点眼内レンズは、その多焦点機構により遠方及び近方の視力回復が可能となり、それに伴い眼鏡装用率が軽減される。
- 「多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術」については、既存治療に対する優越性を検証するため、平成20年より先進医療の枠組みで評価がなされてきた。



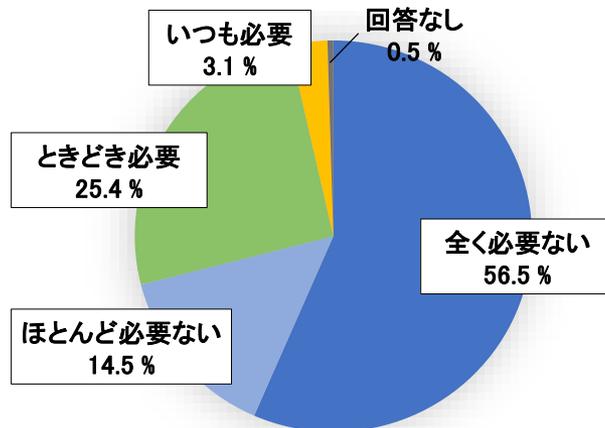
【先進医療としての実績(2018年7月～2019年6月)】

- ・ 実施件数 33,868件(両眼実施例を含む)
- ・ 実施医療機関数 883機関
- ・ 先進医療に係る費用(多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術)の合計 約230億円(約44万円/眼)

【関連学会で実施された前向き研究結果の概要】

※多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術を両眼に実施した患者421名のアンケート調査
(出典:AMERICAN JOURNAL OF OPHTHALMOLOGY 2019)

1. 術後の眼鏡依存度



2. 術後の患者満足度

